

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立療育センターが発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務委託内容

- (1) 件名 岩手県立療育センター清掃業務委託
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 業務実施場所 岩手県立療育センター（岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号）
- (4) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 入札日において岩手県から指名停止措置を受けていないもの。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が（1）～（3）の資格を有している者であること。
- (5) 岩手県知事が定める庁舎等管理業務競争入札参加資格を有し、令和4年度・5年度・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に登載している者であること。
- (6) 医療関連サービスマーク認定を取得していること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和5年3月6日（月）午後5時までに13（2）の場所に各1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
 - ア 入札競争参加資格を証明する書類 入札参加申込書（別紙）
 - イ 医療関連サービスマーク認定書の写し
- (2) 入札参加者は、入札日の前日までの間において提出した書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 審査結果は、令和5年3月8日（水）午後5時までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1（1）の件名で消費税を含まない金額により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とする。

- (2) 入札書を直接提出する場合は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、令和5年3月9日(木)午後5時までに13(2)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあつては商号又は名称)

イ 「清掃業務委託の入札書在中」 なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和5年3月10日(金)午前10時00分

- (2) 場所

岩手県立療育センター 障がい児支援棟3階 研修室2

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県立療育センターで示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日

- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛名は「社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 理事長 佐々木 信」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 件名

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則（平成 25 年 3 月 25 日規則第 5 号）第 72 条に定める一般競争入札に関する細則第 4 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 入札執行回数は、3 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県社会福祉事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体等と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県社会福祉事業団に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札通知又は

入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県立療育センター事務局 〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号
電話番号 019-601-2777 FAX 番号 019-697-3900
- (3) 仕様書に関する照会先
岩手県立療育センター事務局 担当 佐藤